

令和 2 年 6 月 17 日 制定 (国空機第 285 号)

## サーキュラー

国土交通省航空局航空機安全課長

### 航空法第 16 条に基づく整備・改造の実施について

#### 1 目的等

##### 1-1 目的

耐空証明書には、「航空機は、条約及び法律並びに指定した用途及び運用限界に従って、これを整備し、及び運用するときは、耐空性を有することを証明する。」と記載されている。これは、安全運航のために耐空性を維持するには、航空機の利用者が責任を持って、適切な時期に、適切な方法で、必要な箇所の整備・改造を確実に行うことが不可欠であることを意味している。逆に言えば、航空機の整備・改造が適切に行われていなければ、耐空証明は無効であり、そのような航空機を運航してはならないと言える。

この点について、現行法上、航空機の利用者の当該義務が必ずしも明確でなかったことから、今般、令和元年 6 月に航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）が改正され、同法第 16 条の規定により、耐空証明のある航空機の利用者は、航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該航空機を第 10 条第 4 項の基準に適合するよう維持しなければならないという航空機の利用者による整備・改造の実施義務が明示されることとなった。

本サーキュラーは、同法第 16 条の規定に基づき、耐空性を有する航空機の利用者が、法第 10 条第 4 項の基準等に継続的に適合させるために実施すべき整備及び改造の基本的な考え方を示す

##### 1-2 適用

法第 16 条が適用される航空機は、航空法施行規則（以下「規則」という。）第 23 条の 18 の規定のとおり、次に掲げる航空機である。

- ① 航空運送事業の用に供する航空機

- ② 航空機使用事業の用に供する航空機又は自家用航空機のうち、法第 14 条の 2 第 1 項の認定を受けた整備規程により整備をする航空機
- ③ 上記の航空機以外の航空機

①及び②の航空機はいずれも認定された整備規程により整備し、必要に応じ改造することが求められることから、サーキュラー4-004「整備規程審査要領」により審査される。

したがって、本サーキュラーは、③に掲げる航空機を主な対象として、法第 10 条第 4 項の基準等に継続的に適合させるために、航空機の利用者が実施しなければならない整備・改造、耐空証明検査に向けた準備等に関する基準を示すものである。

## 1-2 関連規定等

本サーキュラーにおいて、特に関連のある規定は以下のとおりである。

- －航空法第 10 条第 4 項／第 13 条の 3／第 16 条
- －航空法施行規則第 23 条の 9／第 23 条の 18
- －サーキュラーNo.1-001（航空機及び装備品等の検査に関する一般方針）
- －サーキュラーNo.3-001（航空機の整備及び改造について）
- －サーキュラーNo.3-003（耐空性改善通報の取扱いについて）
- －耐空性審査要領第Ⅱ部～第Ⅷ部の各附録（耐空性を継続するための指示書）

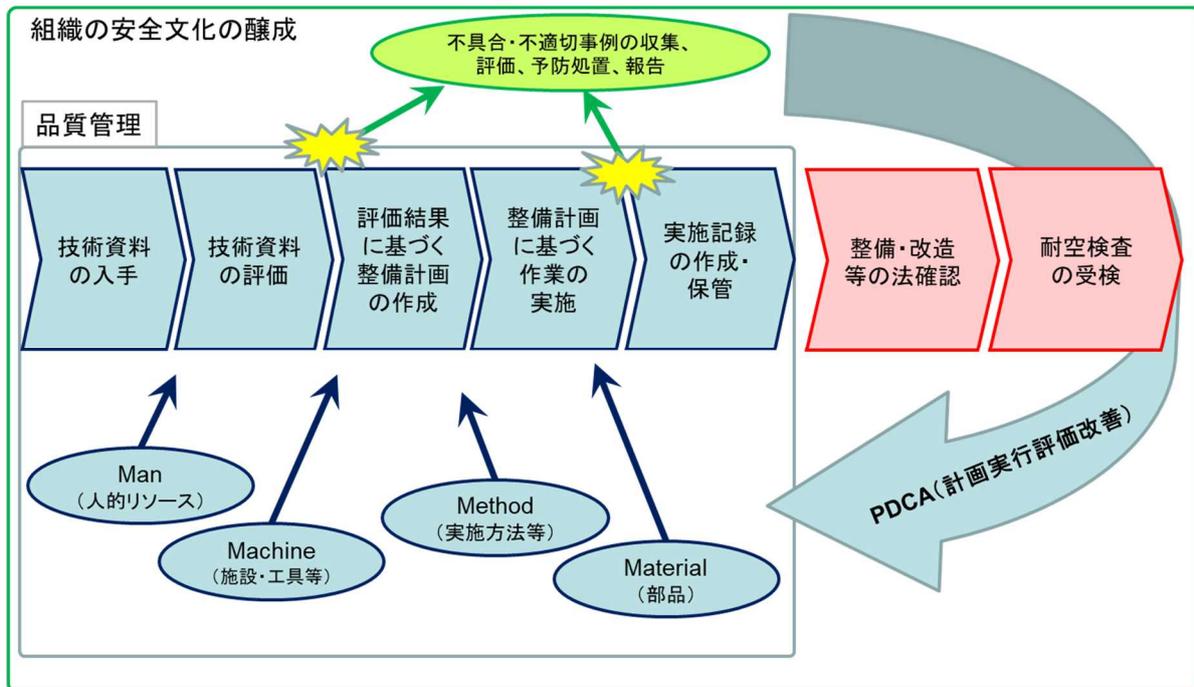
## 2 整備・改造の基本的な考え方

耐空証明のある航空機の利用者は、当該航空機を法第 10 条第 4 項の基準に適合するように維持するためには、整備及び必要に応じ改造を確実に行うことが不可欠である。

必要な整備・改造を行うためには、次に掲げる基本的なプロセスを継続的に実施し、かつ徹底することが必要である。

- －航空局、設計国又は製造国の航空当局及び航空機又は装備品等の製造者等（設計者を含む。以下同じ。）が発行する最新の技術資料を入手する
- －入手した技術資料をもとに、航空機への整備・改造の適用の有無、適用の必要性、整備・改造の実施方法等の技術的な評価を行う
- －その評価結果をもとに、必要な 4M（Man（人的リソース）、Machine（施設・設備・工具）、Method（整備の実施方法、マニュアル）、Material（部品））を確保し、運航実態等の様々な要素を考慮しながら作業実施計画を立てる
- －作業実施計画に基づき整備・改造の作業を行い、必要に応じて修正を行いながら工程の進捗管理を行う（委託を行う場合を含む。）
- －実施した整備・改造の作業に対する記録を作成する
- －記録は、耐空性を維持していることを示す重要な文書であり、適切に保管する
- －不具合・不適切事例を収集、評価、予防処置、当局へ報告する

- 整備・改造の内容に応じて必要な法確認を受ける
- 定期的に更新耐空証明検査を受検する（連続式又は認定連続式の場合には、指定された方法により航空機の耐空性の確認を行う）
- 上記の事項が適切に計画、実行、評価、改善措置がなされるよう、PDCA サイクルを回し、継続的に各項目を改善させる



### 3 整備・改造の実施

#### 3-1 日常整備、定時整備又はオーバーホール等（規則第 23 条の 18 第 3 号イ関係）

型式証明又は追加型式設計承認を受けた者（以下「型式証明保有者等」という。）は、法第 13 条の 3 に基づき、航空機の利用者が適切に整備・改造を実施するために必要な技術上の情報の提供を行うこととされている。当該技術上の情報に該当するものとして、一般的に、耐空性を継続するための指示書／Instructions for Continues Airworthiness

（ICA）が作成されている。ICA は、耐空性を維持するために必要な整備の実施方法が示されており、何を（整備及び改造の箇所）、いつ（時期）、どのように実施するのか（実施の方法）に係る情報が示されている。この情報に基づき Maintenance Manual 又は Maintenance Requirement（以下「メンテナンスマニュアル等」という。型式証明保有者等によって名称は異なることがある）が作成されている。

航空機の利用者は、航空局又は設計国若しくは製造国の航空当局が発行する技術資料、ICA 及びメンテナンスマニュアル等に従って日常整備、定時整備又はオーバーホール等を適切に実施すること。なお、整備実施の際には、以下の点に留意すること。

- (1) 最新の ICA 及びメンテナンスマニュアル等に従って、指定された内容の整備を、指定された時期に実施すること。

- (2) 整備を実施する者は、型式証明保有者等の定めたメンテナンスマニュアル等に従って作業点検項目と実施の記録が対となる作業実施記録（ワークシート等）を必要に応じて作成し、整備を実施すること。
- (3) 日常整備については、飛行規程及びメンテナンスマニュアル等に従って項目を定め、飛行前及び飛行後に点検すること。なお、航空局、設計国又は製造国の航空当局及び型式証明保有者等の作成する整備に関する技術的資料に、飛行前及び飛行後の点検に係る整備項目が含まれていない場合には、当該点検を実施しなくてもよいものとする。
- (4) 長期に渡り運航しない航空機について、メンテナンスマニュアル等において保存整備が必要とされる場合には、一定期間ごとに保存整備手順を適切に実施すること。
- (5) 耐空性の維持においては、ICA 及びメンテナンスマニュアル等に従って整備を行うことが前提であるため、実施すべき整備間隔を超過した場合など指定された整備方法から逸脱した場合には、耐空性の維持の観点から整備方法等について型式証明保有者等に確認を行う等により、技術的な評価を行ったうえで適切に処置を行うこと。
- (6) 時間管理部品（TBO 品、Life Limited Parts 等）については、指定された時間又は期限内において使用するよう管理すること。当該時間又は期限に到達した場合は、メンテナンスマニュアル等に従い交換又はオーバーホール等を実施すること。なお、使用時間については、時間、暦日及びサイクルと各装備品等の使用環境に応じて期限管理の単位が異なるため、メンテナンスマニュアル等と同じ単位で管理すること。
- (7) 航空機に使用することが認められている部品番号（Parts Number : P/N）の装備品等を使用すること。
- なお、ライセンス契約により我が国の型式証明を取得し、我が国で製造される航空機の場合には、オリジナルの設計（製造）による機体で認められている P/N の装備品等であっても、我が国で製造された機体では認められていないことがある。また、我が国の型式証明を受けた外国製航空機であっても全ての形態の承認を受けていないことがある。このように、取り扱いが必ずしも設計国と同じとは限らないため注意すること。
- (8) 整備作業を行う際には、その作業を確実にを行うために型式設計保有者等の定める適切な工具（特殊工具を含む）、設備及び試験装置を用いること。また、精度管理に必要な工具、設備及び試験装置にあつては、対応する基準原器へのトレーサビリティが明確であり、その校正の間隔及び方法が当該工具、設備及び試験装置等の設計者の指定する方法に従って校正を行うこと。
- (9) 整備を実施後、航空機を航空の用に供する前に、型式設計保有者等の定めたメンテナンスマニュアル、追加整備手順書、航空機使用者の使用実績や運航形態等を考慮し定めた要目等に指示がある場合は、地上試験（地上にて発動機の試運転等を実施）及び飛行試験を行い、型式設計保有者等の推奨する性能及び機能について確認すること。これらの確認は、型式設計保有者等の定めたメンテナンスマニュアル等及び試験要領に従って行うこと。

### 3-2 不具合への対処（規則第 23 条の 18 第 3 号ロ関係）

故障等の不具合が発生した場合には、航空機の利用者は次に掲げるとおり適切な是正措置を講じなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

なお、航空法においては、装備品等が正常でない場合でも、航空機の運航が認められる運用許容基準の枠組みが設定されている。この運用許容基準は、運航担当者、運航管理担当者、整備担当者の 3 者の連携・協力により、不具合による運航リスクを認識・共有した上で一定の条件において運航を許容する特別な措置であり、管理体制を有していると認められた者に対してのみ利用可能な制度である。このため、基本的に、管理体制を認める枠組みが設定されていない自家用航空機の利用者には適用されないため注意が必要である。

不具合がある場合には、最新の ICA 及びメンテナンスマニュアル等に従って、指定された内容の整備を行うことにより、当該不具合内容について運航前までに確実に是正処置をすること。

なお、不具合を是正するにあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) メンテナンスマニュアル等に従って部品交換で作業を完了する場合には、適切な品質証明を有している部品を使用すること。なお、交換部品によっては、交換後の確認として、それぞれ必要な試験を適切に実施すること。
- (2) 構造部材を修理する場合には、その修理方法が公知の整備作業の基準（FAAAC 43.13-1B 等で紹介されている方法等）又は当該航空機の技術資料（Structural Repair Manual 等）に従った方法により修理を実施すること。これらの方法によらずに修理を実施する場合は、その修理方法について航空機設計国若しくは設計国の認定を受けた製造者等の承認（設計国又は製造国が米国の場合は製造者等の確認）又は法第 17 条の 2 に規定する修理改造設計の承認を得ていること。
- (3) 不具合により修理が発生する場合（上記(1),(2)の場合を含む）には、サーキュラー No.3-001「航空機の整備及び改造について」に従った基準により、必要に応じて修理改造検査を受検すること。修理改造検査については、サーキュラー No.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」第 IV 部「修理改造検査関係」を参照すること。
- (4) 航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、救急用具等の故障の早期発見、予防及びこれに対する検査又は整備技術向上のためにサーキュラー No.6-001「航空機に係る不具合報告・通報について」及び No.6-002「航空機故障報告制度について」が制定されている。自家用航空機の利用者又は整備担当者は、不具合があった場合は、これに従って故障報告を行うこと。

### 3-3 その他の整備・改造（規則第 23 条の 18 第 3 号ニ関係）

#### 3-3-1 耐空性改善通報（TCD）に基づく整備の実施

耐空性改善通報は、サーキュラー No.3-003「耐空性改善通報の取扱いについて」に基づき、航空機、発動機、プロペラ及び装備品等の耐空性を維持するために、航空局が検査、修理、交換又は改造等の指示を行うものである。

このため、航空機の利用者は、TCD を入手した場合には、サーキュラーNo.3-003 に従って航空局に必要な報告を行い、定められた期間内に必要な項目について検査、修理、交換又は改造等を実施すること。

なお、TCD 実施にあつては以下の点に留意すること。

- (1) TCD において指定された内容の整備・改造等を、指定された時期に適切に行うこと。
- (2) 当該航空機の型式に対し発行されたものであるが、当該航空機への適用が非該当である TCD については、非該当である理由を明確にすること。
- (3) 部品等に対し発行されている TCD は、交換等により該当となる場合があるので注意すること。
- (4) 繰り返し検査等を要求する TCD にあつては、規定する時間内で確実に検査等を実施すること。
- (5) TCD のうち、実施時期及び方法等について Service Bulletin (SB) 等が呼び出される場合は、当該 SB 等を適用し、適切に実施すること。

### 3-3-2 飛行規程の管理

航空機を運航する際には、法第 59 条及び規則第 144 条の 2 に基づき、航空局が承認した飛行規程を常時搭載することが求められている。

飛行規程は、耐空性を維持するために必要な文書の一つであり、安全運航の確保のために設計者による改訂、又は航空局の発行する耐空性改善通報の指示による改訂等が行われている。このため、航空機の利用者は、常に最新の内容を反映した飛行規程を入手し、内容を把握したうえ常時搭載できるように管理すること。

### 3-3-3 型式証明保有者等が発行する技術資料に基づく整備の実施

型式証明保有者等又は製造者等が発行する技術通報 (SB : Service Bulletin、SL : Service Letter、SI : Service Instruction 等。以下「SB 等」という) には、その内容が耐空性に影響するもの、修理改造検査に該当するもの、又は耐空性改善通報の発行を必要とするもの等が含まれている。

航空機の利用者は、型式証明保有者等又は製造者等から、使用する航空機に適用される SB 等 (機体以外にその装備する発動機、プロペラ等装備品に適用されるものを含む。) を入手し、次に掲げる対応を行うこと。

- (1) SB 等の内容について把握し、採用／不採用について検討を行うこと。
- (2) SB 等において、型式証明保有者等が重要度に応じてカテゴリー分けされた内容 (Mandatory/Essential/Desirable/Option、Category1/2/3/4/5/6/7/8 等) については、運航実態等を考慮して、採用／不採用の評価を行い、採用する場合には SB 等に従って適切に整備・改造の作業を行うこと。
- (3) SB 等は、TCD とは異なり、その実施が耐空証明上の必須要件として義務づけられているものではないが、型式証明保有者等が必要と考えて発行しているものであり、耐空性の向上に寄与するものであることから、利用者において SB 等の採用につい

て検討する体制にあることが望ましい。

#### 3-3-4 特別整備

Bird Strike、Hard Landing 又は Lightning 等故障探求が必要な事態が発生した場合には、メンテナンスマニュアル等に従って故障探求を行い、特別整備が要求される場合には、当該マニュアル等に従って適切な整備を実施すること。

#### 3-3-5 航空機に装備する装備品及び部品の管理

(1) 航空法第 18 条第 4 項の規定に基づき、予備品証明を受けた重要装備品については、航空機に装備した時点で予備品証明の効力が失われるため、航空機から当該装備品を取り下ろして改めて活用することが原則認められていない。これは、運航環境の把握や使用時間の管理など管理体制が整備されていない航空機の利用者の場合には、取り下ろした装備品を改めて活用する際に、当該装備品が第 10 条第 4 項第 1 号の基準に適合するかどうかの判断ができないという考え方によるものである。このため、当該装備品を取り下ろした場合には、改めて活用しないこと。ただし、整備規程の認可又は認定を受けた航空機の利用者の場合は、管理体制を有しているため認められているため、この限りではない。

(2) 航空法第 18 条に規定される重要装備品については、航空機に装備する前に、次に掲げるいずれかの証明書があることを確認すること。これらの証明書については、電子署名により発行されている場合もあるため、正規に発効された文書であることを確認するなど注意すること。

－ 装備品の予備品証明書

－ 認定事業場の発行する基準適合証

－ 予備品証明を受けたとみなされる外国政府の発行した証明書

(3) 予備品証明書等の証明書がない場合には、当該装備品について予備品証明検査を受検する、又は装備する航空機について修理改造検査を受検すること。

また、修理又は改造もしくは点検を行った装備品にあつては、証明書に添付されている検査成績書等を保管しておくこと。予備品証明書等は、航空機に装備してから、その航空機が次の耐空証明検査を受けるまで、保管しておくこと。なお、機体売却やリースバックの際に機体装備品等の証明書を売却先やリース会社から要求される場合もあるので、これらの保管には注意すること。装備する装備品が予備品証明の対象となるかどうかについては、航空法施行規則第 27 条によるほか、機種毎に設定されている予備品証明対象部品表に設定されているのでこれを参考とすること。

予備品証明対象外の装備品及び部品については、製造者等の定めた正規部品（装備品一覧表又はパーツ・カタログに記載されている部品）又はその仕様について国土交通大臣の承認を得たものを取り付けること。また、装備品を取り付ける際は適合型式について装備品一覧表又はパーツ・カタログにより装備可能であることを確認すること。この際、製造者等の検査票、適切な能力を有する修理事業者の発行する証明書等の当該装備品等の適切性を示す書類（Certificate of Conformity、検査成

績書等)を確認すること。

(注) 予備品証明は、令和4年6月18日に廃止される。予備品証明の廃止後は、重要装備品に限らず、認定事業場の発行する基準適合証又は我が国と同等以上の基準及び手続に基づき外国政府又は外国政府が認定した者が発行した証明書が求められる。

### 3-3-6 使用時間又は経過年数の多い航空機整備

使用時間又は経過年数の多い航空機の実備については、メンテナンスマニュアル等に従って、使用時間又は経過年数に対応した点検を行うこと。

特に、近年においては、小型機、大型機問わず、製造者より経年劣化対策の一環として、追加の特別点検等が指示されることがあるので、注意すること。

### 3-3-7 技術資料の管理

航空機の使用(整備担当者)は、型式証明保有者等が発行するICA、メンテナンスマニュアル等、パーツ・カタログ、飛行規程、技術通報等について、常に最新のものを入手し管理すること。

### 3-3-8 その他の点検

航空機の使用(整備担当者)は、上記に掲げる整備・改造以外にも、法令及び航空局が発行するサーキュラーにおいて個別の点検等が求められているものもあるため、これらについても該当する場合には適切に実施すること。

例えば、具体的な点検例として次に掲げる点検があげられるため、参考にと。

(1) 高度計系統の点検は、サーキュラーNo.3-010「高度計及び静圧系統の規格及び点検について」に従って24ヶ月を超えない間隔で定期点検すること。

(2) 無線通信機器については、メンテナンスマニュアル等に従って点検すること。また、ATCトランスポンダー装置については、サーキュラーNo.3-011「二次レーダー・トランスポンダー装置定期点検について」に従って24ヶ月を超えない間隔で定期点検すること。

(注：電波法の適用を受ける無線局の無線設備(二次レーダー・トランスポンダー装置、気象レーダー及びDME装置等)の検査については、総務省総合通信局が担当しておりこれらの検査時に行った点検をもって本項の点検に代えることができる。)

(3) 小型航空機の排気系統については、サーキュラーNo.3-013「小型航空機の排気系統の検査・整備について」に従って、検査・点検を行うこと。

(4) 可動式座席を搭載した航空機については、サーキュラーNo.3-015「離陸滑走及び上昇中における操縦者座席の移動に起因する事故の防止について」に従って点検すること。また、部品等に不良が発見された場合は、正規部品と交換すること。

- (5) 操縦室用音声記録装置（CVR）を搭載した航空機については、サーキュラーNo.3-023「操縦室用音声記録装置（CVR）の点検について」に従って、当該 CVR の製造メーカー又は当該 CVR を搭載する航空機の製造メーカーが定める間隔及び項目に従って定期点検を行うこと。
- (6) 航空機に装備する救急用具については、航空法施行規則第 151 条により指定する期間ごとに点検を行うこと。

### 3-4 整備作業の記録及び保存（規則第 23 条の 18 第 3 号ハ関係）

#### 3-4-1 記録の作成

航空機の利用者（整備担当者）は、整備又は改造を実施した場合には、実施状況等に関する記録を作成すること。

#### 3-4-2 記録の保存方法

記録の保存方法は、耐空検査等において記録の提供が求められた際に、速やかに記録の提示ができるものであること。

#### 3-4-3 記録の保存期間

サーキュラーNo.3-001「航空機の整備及び改造について」1-5-3 に掲げる記録については、当該サーキュラーに従って確実に保存し、航空機等が売却され、又は移管されている場合には当該記録を新しい所有者又は使用者に移管すること。その他の整備記録については、少なくとも前回の耐空証明検査合格時以降の記録を保管すること。なお、航空日誌にあっては航空機が廃棄され、又は売却されるまで保管すること。また、売却の場合には売却先に引き渡されること。

#### 3-4-4 記録の管理

規則第 142 条に定められた航空日誌のほかに、次の書類をサーキュラーNo.3-001「航空機の整備及び改造について」に従って適切に管理しておくこと。

- (1) 主な修理改造の記録（作業記録、ワークシート及び部品タグ類）
- (2) TCD 及び SB 等の実施記録
- (3) 重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類（飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。）
- (4) 主要装備品一覧表（原則として予備品証明対象部品及び時間管理装備品とし、型式名、部品番号、製造番号及び TT、TSO、TSC 等並びにメンテナンスマニュアル等に示されている限界使用時間及び限界使用期間（カレンダータイム）を明記すること。）

## 4 耐空証明検査等

### 4-1 耐空証明検査

#### 4-1-1 耐空証明検査に向けた準備

航空機の利用者は、耐空証明検査の受検の前に、次に掲げる対応を行い、検査準備を実施すること。

- (1) 耐空証明検査の受検前に、少なくともサーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」第I部附録I-3第3.1項に定める年次点検（注1、注2）を含む整備を実施し、必要に応じて整備後の状況が適切であることを事前に確認しておくために地上試運転及び飛行試験を行うこと。

（注：無線通信機器のうちADFについては、飛行試験において、防衛省のNDB局やAMラジオ局の信号を用いて機能検査することも可能である。また、ローカライザー、グライドスロープ、マーカー受信装置は、適切に較正されているランプテスター等を用いて地上において機能確認することも可能である。（ただし、ローカライザー及びグライドスロープについては、自動操縦装置と接続している場合を除く。））

#### （注1）年次点検の位置付け

年次点検は全ての航空機に共通な一般的に重要な個所の点検内容を指定しているもので、航空機の全般的な状況を点検することにより基本的な耐空性を確認することを目的としている。年次点検は受検前整備で実施すべき点検として利用者の自己責任の基に適切に実施しなければならない。なお、年次点検は製造者等の指定する整備方式とは異なる点検として位置付けるものとする。

#### （注2）年次点検の実施方法

年次点検は、航空機の全般的な状況を把握するために、必要な点検口、アクセス・ドア、フェアリング、及びカウリングの取り外し、又は開口を行い、当該航空機及び発動機の全般に渡って必要な清掃を行ったうえで当該点検を実施するものとする。年次点検は製造者等がメンテナンスマニュアル等で指定する点検とは性質が異なるものと位置付けるが、年次点検に併せメンテナンスマニュアル等で指定する点検を同時に実施することは可能である。メンテナンスマニュアル等で指定する点検を年次点検と同時に実施する場合で項目及び内容が重複する場合は、年次点検表の該当項目にその旨記載するものとする。

- (2) サーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」に示されている書類を準備すること。

#### 4-1-2 耐空証明検査の受検

耐空証明検査では、書類検査及び実機検査（地上機能検査及び飛行検査）が実施される。

書類検査は、前回の耐空証明検査合格以降に実施すべき整備・改造が適切に実施されていたかどうかを確認することを目的としたものである。整備記録等により整備実施状況を確認することにより、適切に実施されていると認められる場合に、記録上耐空性が適切に維持されていると判断することができる。

実機検査（一般的外観検査、地上機能検査及び飛行検査）は、航空機の現状（機能・性能を含む）に係る確認を行うことを目的としたものである。前回耐空検査後の状況の全ての事項を実機で網羅的に確認することは現実的ではなく、耐空性が現に維持されているか検査するために TCI に定められた項目により、最低限必要な機能・性能の確認をするものである。

上記のように書類及び実機の検査により航空機全体の確認が行われるため、実機検査において問題が発生していなくとも、書類検査において適切な整備・改造等が実施されていたと認められない場合には、耐空証明検査不合格といった行政処分等の対象になることについて留意すること。

## 4-2 修理改造検査

### 4-2-1 修理改造検査に向けた準備

- (1) 実施する作業内容により必要な確認項目が異なるため、担当の航空機検査官室と修理改造の計画段階より調整すること。
- (2) サーキュラーNo.1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」第IV部「修理改造検査関係」に示されている書類を準備すること。

### 4-2-2 修理改造検査の受検

修理改造検査では、個別の航空機ごとに実施する修理・改造の内容について、修理・改造に係る設計の審査及び実地確認が行われる。

## 5 耐空性管理所

各航空機の耐空性に関して管理する所を「耐空性管理所」といい、原則としてその航空機の定置場を管轄する航空機検査官室が担当している。

航空機の利用者は、その使用する航空機の耐空性管理所を確認し、耐空性に関する事項について知りたい場合は、担当航空機検査官室へ随時相談することができる。

(注：地方航空局検査官の管轄区域は次のとおりである。)

東京航空局前任航空機検査官……………静岡県、長野県、新潟県以東ただし大田区、成田市及び名取市駐在航空機検査長の管轄区域を除く  
東京航空局大田区駐在航空機検査長……………東京都大田区  
東京航空局成田市駐在航空機検査長……………千葉県、茨城県  
東京航空局名取市駐在航空機検査長……………宮城県、福島県、岩手県、山形県  
大阪航空局前任航空機検査官……………愛知県、岐阜県、富山県以西ただし豊山町及び八

尾市駐在航空機検査長の管轄区域を除く

大阪航空局豊山町駐在航空機検査長……愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井  
県

大阪航空局八尾市駐在航空機検査長……大阪府八尾市

附 則（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から適用する。
2. 本サーキュラーの制定により、サーキュラーNo.3-004「発動機等の限界使用時間及び整備方式の設定及び管理について」、サーキュラーNo.3-005「発動機等整備方式指定要領について」及びサーキュラーNo.3-024「自家用航空機の整備について」は、令和 2 年 6 月 18 日をもって廃止する。